

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年8月22日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部療育支援センター 統括副所長 森 淳子

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 療育支援センター電気自動車賃貸借契約
- (2) 賃貸借車名及び数量
日産リーフe+ X 5 ドアハッチバック Z A A - Z E 1 1台
- (3) 賃貸借期間 令和7年（2025年）10月1日から
令和9年（2027年）9月30日まで
- (4) 納入期限 令和7年（2025年）9月30日12時（充電設備設置を含む）
- (5) 納入場所 佐賀県療育支援センター（佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1231-1）

2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 自動車賃貸借業務を行っていること。

(8) 過去3年以内に1台以上の自動車のメンテナンスリース契約を履行した実績があり、指定する日時及び場所に確実に貸し付けることのできることを証明した者であること。

(9) 保守・点検サービスの体制が配置場所の所在市に存在するなど、調達物品に係る迅速な体制が整備されていることを証明した者であること。

(10) 入札参加届を提出していない者は、入札に参加できません。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添「入札参加届」、「営業概要書」、「入札参加希望者調書」（様式は、佐賀県ホームページに記載）を令和7年9月1日（月曜日）の午後2時までに佐賀県療育支援センター総務課へ郵送（同日時必着）すること。

なお、「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

4 入札日時及び入札方法等

(1) 入札方法 郵送による入札

(2) 提出期限 令和7年9月3日（水曜日） 午後2時までに必着

(3) 提出場所 〒840-0201 佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1231-1

佐賀県療育支援センター 総務課

(4) 郵送方法

郵便は二重封筒とし、中封筒に賃貸借契約の名称、宛名、入札参加者の氏名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送すること。この場合においては、公告に示した場所及び日時までに到達しなければならない。

5 入札手続きに関する事項の問い合わせ先

(1) 担当課

佐賀県療育支援センター総務課

〒840-0201 佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1231-1

電話番号 0952-62-2131

電子メールアドレス ryouiku@pref.saga.lg.jp

(2) 仕様書及び入札説明書等の交付方法

令和7年（2025年）8月22日（金曜日）から令和7年（2025年）9月3日（水曜日）までの期間、佐賀県ホームページに掲載する。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。
- イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）の規定により取り消すことが認められるものを提出した者
- ク 1人で2以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止又は延期

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止又は延期する。この場合の損害は、入札参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

- ア 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。
- ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。

(6) 代金の支払方法

適正な請求書を受理してから30日以内。